

令和3年度 大阪府強度行動障がい支援者養成研修【基礎研修】 実施要領

※新型コロナウイルス感染症等の影響により、開催中止や開催延期、日時や会場、内容等が変更となる可能性がございます。その際は、当センターホームページで周知すると共に受講決定通知等にて申込み時の連絡先にご連絡をいたします。また、当日に発熱等の症状が見られる方は受講を控えていただく可能性がございます。受講者のより安心・安全な環境作りのため、マスクの着用、発熱等の症状がある方の出席自粛等の出席に際しての協力事項を設ける予定です。詳細につきましては受講決定後にお知らせいたします。

本研修は、「強度行動障害支援者養成研修事業の実施について（運営要領）」（令和3年3月24日付障発0324号第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき、実施するものです。

1. 研修の目的

行動障がいを有する者のうち、いわゆる「強度行動障がい」を有する者は、自傷、他害行為など、危険を伴う行動を頻回に示すことなどにより、日常生活に困難が生じているため、現状では事業所での受入れが消極的であったり、身体拘束や行動制限などの虐待につながる可能性も懸念されるところである。一方、障がい特性の理解に基づく適切な支援を行うことにより、強度行動障がい低減し、安定した日常生活を送ることができると知られている。このため、強度行動障がいを有する者に対し、適切な支援を行う職員の人材育成を目的とし、強度行動障がい支援者養成研修（基礎研修）を実施する。

大阪府では、平成27年度より「強度行動障がい支援者養成研修（基礎研修）」と「強度行動障がい支援者養成研修（実践研修）」を実施しています。

平成27年度及び平成30年度及び令和3年度の障がい福祉サービス等報酬改定においては、強度行動障がいを有する者への支援を適切に行うため、強度行動障がい支援者養成研修修了者による支援を評価する内容となっております。

【例】施設入所支援の重度障がい者支援加算（Ⅱ）

短期入所の重度障がい者支援加算、共同生活援助の重度障がい者支援加算

グループホーム強度行動障がい者体験利用加算 等

※加算に関する情報については、後日当センターホームページに案内を掲載いたします。

2. 研修対象者

原則として、大阪府内の障がい福祉サービス等事業所等において、知的障がい、精神障がいのある児者を支援対象にした業務に従事している者、もしくは今後従事する予定のある者又は大阪府内の障がい福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療に当たる医療従事者。

定員 750名程度

※実践研修の対象者は、平成27年度～令和2年度または今年度の基礎研修修了者として
 ます。また、実践研修の受講を希望される方は別途申込みが必要です。

3. 研修内容

| 強度行動障がい支援者養成研修（基礎研修） | | |
|--|----|--|
| ① 第1日 8/31, 9/22 のいずれか1日 | 全日 | 【講義】強度行動障がいと制度 【講義】強度行動障がいへの理解 【講義】行動障がいのある方の生活と家族の思い 【講義】実践報告 【講義】権利擁護と虐待防止について |
| ② 第2日 9/7, 9/10, 9/13, 9/27, 10/7, 10/25 のいずれか1日 | 全日 | 【演習】困っていることの体験 【演習】行動を見る視点 【演習】特性の把握と適切な対応 【講義・演習】チームプレイの基本 |

※新型コロナウイルス感染症等の影響により、開催中止や開催日時・内容等が変更になる場合がございます。

4. 研修日程・会場

① 第1日（講義）

日程：令和3年8月31日（火）又は9月22日（水）のいずれかで、大阪府障がい者自立相談支援センター所長が指定する1日。

会場：国際障害者交流センター（堺ビッグ・アイ）
 （〒590-0115 堺市南区茶山台1-8-1）

② 第2日（演習）※日程により会場が異なります。

日程：令和3年9月7日（火）、9月10日（金）、9月13日（月）、9月27日（月）
 10月7日（木）、10月25日（月）のいずれかで、大阪府障がい者自立相談支援センター所長が指定する1日。

会場：9月7日・10日・13日・27日 ⇒ 大阪府教育会館 たかつガーデン
 （〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町7-11）
 10月7日 ⇒ 大阪市立天王寺区民センター
 （〒543-0073 大阪市天王寺区生玉寺町7-57）
 10月25日 ⇒ 堺市産業振興センター イベントホール
 （〒591-8025 大阪府堺市北区長曾根町183番地5）

※講義・演習の時間については、受講決定通知書でご案内いたします。

5. 受講申込みの手続き

インターネットでの受講申込み受付となります。

申込み受付期間は令和3年6月22日(火)午前10時～6月30日(水)午後5時です。

大阪府障がい者自立相談支援センターのホームページにある強度行動障がい支援者養成

研修(基礎研修)のページにある[受講申込みはこちら](#)をクリックして、必要事項を入力して

お申込みください。インターネットでの申込みが難しい方はご相談ください。

ホームページURL

<http://www.pref.osaka.lg.jp/jiritsusodan/kyoukou-kiso/index.html>

定員を大幅に上回る場合など、申込み状況により受講できない場合がありますので、同一事業所等から複数人の申込みをされる場合は、事業所内での優先順位を決定し、複数名申込みの理由を必ず入力してください。受講決定の際の参考とします。

※実践研修は基礎研修修了者を対象とすることにも留意して、事業所内優先順位を決定してください。

申し込み締め切り：令和3年6月30日(水)午後5時まで

☆研修受講にあたり、手話通訳等を必要とする方は、申込みフォームに必要事項を入力してお申込みください。

6. 受講者の決定及び通知

受講者の決定及び通知は、8月初旬頃に郵送によりお知らせする予定です。

(受講決定方法)

- ① 現に(申込み時点で)強度行動障がいの状態を示す児者を支援している方のうち、以下の障がい福祉サービス事業所等の方(同一事業所で複数のお申込みがある場合は、事業所内優先順位第一位の方)を優先して受講決定します。
施設入所支援・共同生活援助・短期入所・生活介護・福祉型及び医療型障がい児入所施設・宿泊型自立訓練・児童発達支援・放課後等デイサービス・計画相談支援・障がい児相談支援・行動援護
- ② その他の方は、申込み内容を勘案し受講決定します。
- ③ 必要に応じて、事業所所在地を管轄する指定担当部局に届け出状況を確認します。

7. 修了証書

研修を全日程修了した方には、大阪府知事から修了証書を交付します。

講義開始から10分以上の遅刻、早退の場合は欠席とみなします。また、受講態度が著しく不良であるときも欠席とみなし、修了証書は交付できません。

8. 受講料

6,000円 (納付方法は、受講決定通知に記載します。)

9. 問い合わせ先

大阪府障がい者自立相談支援センター 強度行動障がい基礎研修担当

TEL:06-6692-5261 FAX:06-6692-3981・5340

お問合せフォーム: <https://www.shinsei.pref.osaka.lg.jp/ers/input?tetudukid=2021050019>

当日のプログラムは開始・終了時間が変更になる場合があります。詳細は、受講決定時にお送りする案内でご確認ください。

※ 研修当日の午前7時の時点で、大阪府内全域において、「特別警報」「暴風警報」が発令中の場合、延期とします。またこの場合、当日の午前8時までには大阪府障がい者自立相談支援センターホームページに掲載しますのでご確認ください。

ホームページURL

<http://www.pref.osaka.lg.jp/jiritsusodan/kyoukou-kiso/index.html>

10. その他

◆実践研修について

大阪府では、基礎研修修了者を対象に、「強度行動障がい支援者養成研修（実践研修）」を実施します。実践研修の募集は、下記のホームページでご案内します。平成27年度から令和2年度までの基礎研修を修了している方及び令和3年度に基礎研修修了予定の方で実践研修を申し込まれる方は、大阪府立砂川厚生福祉センターホームページのお知らせページに強度行動障がい支援者養成研修（実践研修）案内が掲載されますので、[受講申込みはこちら](#)をクリックして、必要事項を入力してお申込みください。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/sunagawa/sunagawa/oshirase.html>

（8月頃掲載予定）

◆個人情報の取扱いについて（受講申込みの際、同意欄にチェックをお願いします。）

本研修において知り得た個人情報については、本研修と大阪府立砂川厚生福祉センターで実施する強度行動障がい支援者養成研修（実践研修）の受講資格の確認や必要な連絡等に用いることをご了承ください。また、受講決定のため、事業所所在地の指定担当部局に届け出状況を確認します。

研修終了後、研修修了者名簿につきましては大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課で保管いたします。

◆受講決定後のキャンセルにつきましては、来年度の受講決定の優先順位が下がる場合がありますので、ご注意ください。

☞加算要件等については下記の指定担当部局へお尋ねください。

障がい福祉サービス指定担当部局一覧

http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshido/jiritu_top/ijyou.html

障がい児支援の指定担当部局一覧

- ・事業所所在地が、大阪市・堺市・高槻市・東大阪市・豊中市・枚方市・八尾市・寝屋川市・吹田市の場合

<http://www.pref.osaka.lg.jp/chiikiseikatsu/syougaijisien/jimuijou.html>

- ・事業所所在地が上記以外の場合 大阪府障がい福祉室 生活基盤推進課

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shisetsufukushi/>